

市会議第25号

## 認知症施策の推進を求める意見書の提出について

認知症施策の推進を求める意見書を次のとおり提出する。

平成30年12月7日提出

提出者 市会議員 井上 与一郎 ほか61名

自民党市議団、日本共産党市議団、  
 公明党市議団、国民・みらい市議団、  
 京都党市議団、立憲・市民クラブ市議団、  
 無所属(大西)、無所属(村井)、無所属(峰)

平成 年 月 日

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、  
総務大臣、厚生労働大臣 宛て

京都巿会議長名

## 認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年の推計では約525万人であったが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取り組まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

本市においては、認知症初期集中支援チームの取組や認知症サポーターの育成など、認知症に気付き、適切な機関につなぎ、地域社会で支える施策を推進してきたが、なお一層の施策の充実が求められている。

よって國におかれでは、認知症施策の更なる充実・加速化を目指し、認知症施策推進基本法の制定も視野に入れ、下記の取組を進めることを強く求める。

## 記

- 1 国や自治体をはじめ、企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながることができるように、認知症サポーターの活用やガイドブックの作成による支援体制の構築を図る

こと。

- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修などの支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労の継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通して、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応などの認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代の認知症治療薬の開発や早期実用化、最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人的心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。